

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

|                                | (1)法定事務   | (2)独自利用事務   |
|--------------------------------|---|---|
| ①事務の名称                         | 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの  | 門真市こどもの医療費の助成に関する条例(平成6年門真市条例第4号)によるこどもに対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの   |
| ②番号法別表第1の項                     | 7   |   |
| ③番号法別表第2の項                     | 9   |   |
| ④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分 |   | 門真市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の第11の項<br>門真市こどもの医療費の助成に関する条例(平成6年門真市条例第4号)によるこどもに対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの |
| ⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所           | 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条  | 門真市こどもの医療費の助成に関する条例(平成6年門真市条例第4号)第1条  |
| ⑥事務の趣旨又は目的                     | 第一条 すべて国民は、 <u>児童</u> が心身ともに <u>健やか</u> に生まれ、且つ、 <u>育成</u> されるよう努めなければならない。<br>2 すべて <u>児童</u> は、ひとしくその生活を保障され、 <u>愛護</u> されなければならない。 | 第1条 この条例は、 <u>こども</u> に係る医療費の一部を助成することにより、 <u>こども</u> の <u>健全な育成</u> に寄与し、もって <u>児童福祉の向上</u> を図ることを目的とする。   |
| ⑦独自利用事務の関連規範                   |   | 門真市こどもの医療費の助成に関する条例(平成6年門真市条例第4号)<br>門真市こどもの医療費の助成に関する条例施行規則(平成6年門真市規則第11号)   |